

平成27年4月 生活困窮者自立支援法スタート!

生活の不安や心配 ご相談ください

こんな心配ありませんか？

収入より
借金が多くある

家賃が払えず
家を出なければ
ならない

近所の人と
交流を持ちたい

仕事が長く
続かない

ひとりでは
解決できない

どこに相談
していいのかわからない

なかなか
仕事が
見つからない

家族が
引きこもっている

ずっと
働いていないので
就職が不安



●生活困窮者自立支援法とは？●

生活に困窮している人が生活保護に陥らないように、その前の段階で早く自立できるように、相談支援員が相談に応じ、自立に向けた支援へとつなげる制度です。

ひとりで悩まずに、早めにご相談ください。(相談無料)

相談から自立まで継続して支援します

相談の流れ

① まず、困っていることを何でも話して下さい

- 来所または電話でご相談ください。
- 就労や家庭、心身に関する事など抱えている悩みや問題を相談支援員が広く伺います。
- 困りごとの内容によって、他の制度・専門機関を紹介します。

※ご本人だけでなく、ご家族の方からの相談もお受けいたします。



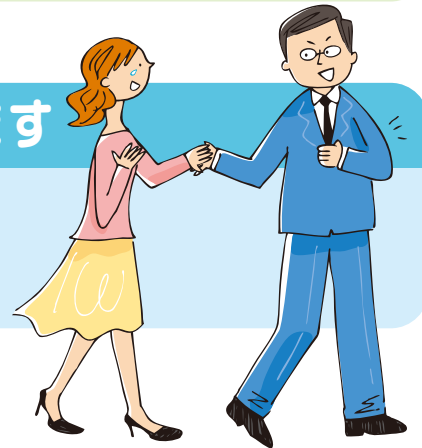
② 相談員と一緒に自立への計画を立てます

- あなたの抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握します。
- あなたの希望を尊重しながら、ニーズに応じた支援が計画的に行われるように自立に向けたプラン(自立支援計画)と一緒に策定します。



③ 自立への目標に向け、一緒に取り組みます

- あなたの問題を解決するために必要な関係機関と連携して支援を行います。



社会福祉法人 大分市社会福祉協議会 (大分市自立生活支援センター)

所在地／大分市金池南1丁目5番1号 ホルトホール大分4階
(大分市社会福祉協議会内)

受付時間／月～土 9:00～18:00
(第2・第4月曜日・祝日年末年始は除く)

TEL 097-547-8319

FAX 097-547-9583

メール／seikon@oita-syakyo.jp

相談窓口

